

する場合でこれらの資格などを有していない者

4 入札参加資格の確認

本入札に参加しようとする者は、6(4)に定める申込みに必要な書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込みに必要な書類を提出しない者及び入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加申込書等の配布

(1) 配布方法

書面の手渡しによる配布又は宇治市ホームページからのダウンロード

(2) 配布場所（≡渡しによる配布の場合）

宇治市役所総務部管財課事務室（宇治市宇治琵琶33番地宇治市役所地階）

(3) 配布期間（≡渡しによる配布の場合）

平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

6 入札参加申込

(1) 申込方法 書面の持参による申込み（郵送、FAX、メール等による申込みは不可）

(2) 申込場所 宇治市役所総務部管財課事務室（宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所地階）

(3) 申込期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

(4) 申込みに必要な書類

- ・平成30年度一般競争入札参加申込書（参加証）
- ・誓約書
- ・印鑑登録証明書（発行日から3箇月以内のもの）申込者1人につき1通。ただし、法人の場合は印鑑証明書（発行日から3箇月以内のもの）1通
- ・住民票抄本（発行日から3箇月以内のもので、本籍地・続柄は記載不要）申込者1人につき1通。ただし、法人の場合は登記事項証明書（全部事項証明書）及び代表者資格証明書（発行日から3箇月以内のもの）並びに役員等一覧表

7 留意事項

(1) 入札希望者は、宇治市有土地売払入札実施要領及び土地売買契約書の各条項並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

(2) 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

8 現地下見会

物件番号	下見場所（物件所在地と同じ。）	下見日時
1	槇島町南落合17番2	平成30年10月11日（木） 午後2時
2	広野町寺山18番8	平成30年10月16日（火） 午後2時
3	五ヶ庄古川25番2	平成30年10月18日（木） 午後2時

4	明星町一丁目23番3 他5筆	平成30年10月23日（火） 午後2時
---	-------------------	------------------------

9 関係図書の縦覧

(1) 縦覧場所 宇治市役所総務部管財課事務室（宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所地階）

(2) 縦覧期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

10 入札保証金等

(1) 入札に参加する者は、入札保証金を宇治市発行の納付書で、宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関から宇治市に納付しなければならない。

(2) 入札保証金の額は、入札者が見積もる金額の100分の3の以上の金額とする。

(3) 入札保証金の納付期間は、平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）までとする（宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関の休業日を除く。）。

(4) 入札保証金は落札者を除き、入札終了後、入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。落札者に係る入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売買代金に充当するものとする。

(5) 入札保証金には、利子を付さない。

11 入札

(1) 日時 平成30年11月8日（木） 午後2時

(2) 場所 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所8階 大会議室

(3) 必要書類 ・平成30年度一般競争入札参加申込書（参加証等）（受付印が押印されたもの）
・入札保証金領収書
・印鑑（印鑑証明印。代理人が出席の場合は、委任状に押印した代理人使用印）
・筆記用具（訂正が容易な筆記用具は不可）
・「平成30年度市有土地売払い（一般競争入札）」のご案内
・委任状（代理人が出席の場合）
・代理人の身分を証する書類（代理人が出席の場合）
・入札保証金を還付する振込先金融機関の通帳

(4) 入札は、入札当日に配布する所定の入札書により行うものとする。

(5) 入札者が代理人をもって入札しようとするとき、又は共有で入札するときの共有代表者以外の者は、委任状を提出しなければならない。
なお、重複代理人は認めない。

12 入札書の書き方

(1) 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印するものとする。

(2) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入するものとする。

(3) 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。

13 入札書の書換え禁止等

入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札の無効事由

3の一般競争入札に参加することのできない者及び次のいずれかに該当する入札については、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず宇治市の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の3に満たない入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 金額以外の訂正で訂正印のない入札
- (12) 入札者又は代理人が同一の物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために、連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (15) 宇治市有土地売却入札実施要領に違反した入札

1 5 開札

開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

1 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

1 7 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは最高入札金額を入札者に知らせるものとする。

1 8 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

1 9 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないとき（落札後、3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

2 0 危険担保

落札者は、面積その他物件説明書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

2 1 契約の締結

- (1) 宇治市と落札者との売買契約は、市の指定する期日までに、宇治市総務部管財課において、土地売買契約書により締結するものとする。

- (2) 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を契約保証金として納付し、市の指定する期日までに、売買代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売買代金に充当するものとする。
- (3) 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

2 2 契約保証金の帰属

落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

2 3 契約上の特約

- (1) 落札者は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、落札物件の所有権を第三者に移転し、若しくは落札物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 落札者は、(1)に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として宇治市に支払わなければならない。

2 4 所有権の移転

- (1) 売買物件の所有権移転は、売買代金の支払を完了したときとする。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権の移転登記の手続は、宇治市が行うものとする。

2 5 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 6 公租公課等

落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

2 7 その他

- (1) 入札者は、宇治市有土地売却入札実施要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。
- (2) 1から26までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び「平成30年度市有土地売却（一般競争入札）のご案内」に定めるところによる。
なお、1から26までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部管財課
電話番号 代表 0774-22-3141
内線 2109、2110

(揭示済)



宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年9月27日

宇治市長 山本 正

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部非常勤職員及び臨時職員に関する規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「6,770円」を「6,900円」に、「1,004円」を「1,013円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る賃金について適用し、同日前の勤務に係る賃金については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市上下水道事業告示第11号

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年10月12日

宇治市長 山本 正

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱

宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱(昭和42年宇治市水道事業告示第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号を次のように改める。

(1) 納入義務者から宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関控え)(ご本人様控え)(金融機関→上下水道部)(別記様式第2号、別記様式第2号の2及び別記様式第2号の3。以下この項において「依頼書」という。)の提出を受け、所要事項を調査の上、(金融機関控え)を収納取扱店で保管し、(ご本人様控え)を納入義務者に返付し、(金融機関→上下水道部)を管理者へ送付する。

第8条第1項第3号中「宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関→上下水道部)又は宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関控え)」を「依頼書」に、「宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関→上下水道部)及び宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関控え)」を「依頼書」に改め、同項第4号中「宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関→上下水道部)及び宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関控え)」を「依頼書」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第2号の2を次のように改める。

別記様式第2号(第8条関係)

(表)

宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関控え)

Table with columns: 地区, 整理番号, 水栓番号, 給水装置所在地, 水道使用者, 水道使用者との関係

上水道料金・下水道使用料を口座振替によつて支払うこととしたいので、裏面記載の事項を確認の上、依頼します。

Form for bank transfer details including bank name, branch, account type, and stamp area.

金融機関使用欄

(裏)

- 1 私が納付すべき上水道料金・下水道使用料の納入書等が貴機関に送付されたときは、私に通知することなく、納入書等に記載された金額を私の指定した預金口座から払い出し、宇治市長の預金口座に振り込んでください。この場合においては、普通預金又は当座勘定の約定にかかわらず、普通預金通帳又は普通預金払戻請求書の提出、小切手の振出し等はしません。
2 振替日において納入書等に記載された金額が私の指定した預金口座から払い出すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、納入書等を宇治市長へ返却しても差し支えありません。
3 この依頼を取り消すときは、私から貴機関に書面により届け出ます。また、この届出がないまま長期間にわたり宇治市長から納入書等の送付がないなど、相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴機関は、この口座振替に係る契約が終了したものと取り扱って差し支えありません。

- 4 指定した預金口座を解約したときは、この口座振替に係る契約を取り消されても差し支えありません。
- 5 この口座振替について、仮に紛議が生じて、貴機関の責めによる場合を除き、貴機関に迷惑をかけません。

別記様式第2号の2 (第8条関係)

(表)

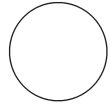
宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(ご本人様控え)

地区	整理番号	水栓番号
		—
給水装置所在地	宇治市	
水道使用者	ふりがな	
	名義人の氏名	
	連絡先電話番号	

上水道料金・下水道使用料を口座振替によつて支払うこととしたいので、裏面記載の事項を確認の上、依頼します。

				年 月 日	
		銀行		店	
		金庫			
		組合			
預金口座	預金種目	普通当座	口座番号(右詰めで記入してください。)		
	ふりがな				
	口座名義人の氏名				
水道使用者との関係					

受付印 金融機関



(裏)

- 1 口座振替による納付の場合は、領収書は発行しません。ただし、領収書の発行を希望される場合は、その請求に基づき宇治市長が納入証明書を発行します。
- 2 口座振替の依頼は、依頼の取消し又は依頼内容の変更があるまで有効です。ただし、預金残高の不足等により納付に支障のある場合は、収納取扱店及び宇治市長において口座振替の取扱いをお断りすることがあります。

別記様式第2号の2の次に次の様式を加える。

別記様式第2号の3 (第8条関係)

(表)

宇治市上水道料金・下水道使用料口座振替依頼書(金融機関→上下水道部)

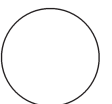
宇治市長宛て

地区	整理番号	水栓番号
		—
給水装置所在地	宇治市	
水道使用者	ふりがな	
	名義人の氏名	Ⓜ
	連絡先電話番号	

上水道料金・下水道使用料を口座振替によつて支払うこととしたいので、裏面記載の事項を確認の上、依頼します。

				年 月 日	
		金融機関コード		銀行	
				金庫	
				組合	
預金口座	預金種目	普通当座	口座番号(右詰めで記入してください。)		
	ふりがな				
	口座名義人の氏名				
水道使用者との関係					

受付印 金融機関



上下水道部使用欄

(裏)

- 1 私が納付すべき上水道料金・下水道使用料は、私の指定した預金口座から納付しますので、納入書等は私の指定した収納取扱店に送付してください。
- 2 振替日において預金残高が不足する等の理由により私の指定した預金口座から引き落としできなかった上水道料金・下水道使用料は、改めて督促状等によつて納付します。
- 3 水道若しくは下水道の使用を中止したとき、又は指定した預金口座を解約したときは、この口座振替に係る契約を取り消されても差し支えありません。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の規定により提出されているこの要綱の施行の日以後における口座振替に係る様式書類は、改正後の宇治市水道事業及び下水道事業収納取扱金融機関事務取扱要綱の規定により提出されたものとみなす。

